

## 川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表（第 1 関係）

改正案	現行
<p>川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和 4 1 年川崎市条例第 4 5 号</p> <p>第 1 条から第 4 条 略</p> <p>(組織)</p> <p>第 5 条 法第 7 条ただし書の規定に基づき、上下水道事業に管理者 1 人を置く。</p> <p>2 前項の管理者（以下「管理者」という。）の職名は、上下水道事業管理者とする。</p> <p>3 法第 1 4 条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、上下水道局を置く。</p> <p><u>(資本剰余金の処分)</u></p> <p><u>第 5 条の 2 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した固定資産で、当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめるものとする。</u></p> <p>第 6 条から第 9 条 略</p>	<p>川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和 4 1 年川崎市条例第 4 5 号</p> <p>第 1 条から第 4 条 略</p> <p>(組織)</p> <p>第 5 条 法第 7 条ただし書の規定に基づき、上下水道事業に管理者 1 人を置く。</p> <p>2 前項の管理者（以下「管理者」という。）の職名は、上下水道事業管理者とする。</p> <p>3 法第 1 4 条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、上下水道局を置く。</p> <p>第 6 条から第 9 条 略</p>

川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表（第2関係）

改正案	現行
<p>川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和41年川崎市条例第45号</p> <p>第1条から第4条 略</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 法第7条ただし書の規定に基づき、上下水道事業に管理者1人を置く。</p> <p>2 前項の管理者（以下「管理者」という。）の職名は、上下水道事業管理者とする。</p> <p>3 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、上下水道局を置く。</p> <p>第6条から第9条 略</p>	<p>川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和41年川崎市条例第45号</p> <p>第1条から第4条 略</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 法第7条ただし書の規定に基づき、上下水道事業に管理者1人を置く。</p> <p>2 前項の管理者（以下「管理者」という。）の職名は、上下水道事業管理者とする。</p> <p>3 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、上下水道局を置く。</p> <p><u>(資本剰余金の処分)</u></p> <p><u>第5条の2 資本剰余金に整理すべき資金的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した固定資産で、当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うものうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめるものとする。</u></p> <p>第6条から第9条 略</p>

川崎市交通事業の設置等に関する条例 新旧対照表 (第3関係)

改正案	現行
<p>川崎市交通事業の設置等に関する条例 昭和41年川崎市条例第46号</p> <p>第1条から第4条 略</p> <p><u>(資本剰余金の処分)</u></p> <p><u>第5条 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した固定資産で、当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめるものとする。</u></p> <p>第6条から第9条 略</p>	<p>川崎市交通事業の設置等に関する条例 昭和41年川崎市条例第46号</p> <p>第1条から第4条 略</p> <p><u>第5条 削除</u></p> <p>第6条から第9条 略</p>

川崎市交通事業の設置等に関する条例 新旧対照表 (第4関係)

改正案	現行
<p>川崎市交通事業の設置等に関する条例 昭和41年川崎市条例第46号</p> <p>第1条から第4条 略</p> <p><u>第5条 削除</u></p> <p>第6条から第9条 略</p>	<p>川崎市交通事業の設置等に関する条例 昭和41年川崎市条例第46号</p> <p>第1条から第4条 略</p> <p><u>(資本剰余金の処分)</u></p> <p><u>第5条 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した固定資産で、当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめるものとする。</u></p> <p>第6条から第9条 略</p>

## 川崎市水道条例 新旧対照表 (水道料金特例措置関係)

改正案	現行
<p data-bbox="230 316 315 347">附 則</p> <p data-bbox="176 400 1104 475">(平成22年4月1日から平成28年3月31日までの使用に係る料金に関する特例)</p> <p data-bbox="152 488 1104 730">3 平成22年4月1日から平成28年3月31日までの使用に係る料金に関する第27条第1項第1号(メーターを共用する共同住宅等について当該共同住宅等の戸数に応じて料金を算定する場合を除く。)及び第2号の規定の適用については、同項中「算定した額に」とあるのは、「算定した額から50円(使用日数が15日以内のものについては、25円)を控除した額に」とする。</p> <p data-bbox="152 788 1104 1031">4 平成22年4月1日から平成28年3月31日までの使用に係る料金に関する第27条第1項第1号(メーターを共用する共同住宅等について当該共同住宅等の戸数に応じて料金を算定する場合に限る。)及び第3号の規定の適用については、同項中「算定した額に」とあるのは、「算定した額から1戸につき50円(使用日数が15日以内のものについては、25円)を控除した額に」とする。</p> <p data-bbox="152 1088 232 1120">5 略</p> <p data-bbox="152 1177 1104 1252">6 前項の規定は、平成28年4月1日前最後の検針日の翌日から平成28年4月1日以後最初の検針日までの間における料金について準用する。</p>	<p data-bbox="1211 316 1296 347">附 則</p> <p data-bbox="1162 400 2089 475">(平成22年4月1日から平成25年3月31日までの使用に係る料金に関する特例)</p> <p data-bbox="1137 488 2089 730">3 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの使用に係る料金に関する第27条第1項第1号(メーターを共用する共同住宅等について当該共同住宅等の戸数に応じて料金を算定する場合を除く。)及び第2号の規定の適用については、同項中「算定した額に」とあるのは、「算定した額から50円(使用日数が15日以内のものについては、25円)を控除した額に」とする。</p> <p data-bbox="1137 788 2089 1031">4 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの使用に係る料金に関する第27条第1項第1号(メーターを共用する共同住宅等について当該共同住宅等の戸数に応じて料金を算定する場合に限る。)及び第3号の規定の適用については、同項中「算定した額に」とあるのは、「算定した額から1戸につき50円(使用日数が15日以内のものについては、25円)を控除した額に」とする。</p> <p data-bbox="1137 1088 1218 1120">5 略</p> <p data-bbox="1137 1177 2089 1252">6 前項の規定は、平成25年4月1日前最後の検針日の翌日から平成25年4月1日以後最初の検針日までの間における料金について準用する。</p>

## 川崎市下水道条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条～第3条)</p> <p>第1章の2 公共下水道の構造等 (第3条の2～第3条の7)</p> <p>第2章 排水設備の設置等 (第4条～第7条)</p> <p>第3章 公共下水道の使用 (第8条～第16条)</p> <p>第4章 行為の許可等 (第17条～第18条の2)</p> <p>第5章 削除</p> <p>第6章 占用 (第21条～第28条)</p> <p>第7章 雑則 (第29条～第35条)</p> <p>第8章 罰則 (第36条～第38条)</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 本市の公共下水道等の管理及び使用については、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 下水、汚水、下水道、公共下水道及び終末処理場 法第2条第1号から第3号まで及び第6号に規定する下水、汚水、下水道、公共下水道及び終末処理場をいう。</p> <p>(2) 排水区域及び処理区域 法第2条第7号及び第8号に規定する排水区域及び処理区域をいう。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条～第3条)</p> <p>第2章 排水設備の設置等 (第4条～第7条)</p> <p>第3章 公共下水道 (第8条～第16条)</p> <p>第4章 行為の許可等 (第17条～第18条の2)</p> <p>第5章 都市下水路 (第19条・第20条)</p> <p>第6章 占用 (第21条～第28条)</p> <p>第7章 雑則 (第29条～第35条)</p> <p>第8章 罰則 (第36条～第38条)</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 本市の公共下水道、<u>都市下水路</u>等の管理及び使用については、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 下水、汚水、下水道、公共下水道、<u>都市下水路</u>及び終末処理場 法第2条第1号から第3号まで、<u>第5号</u>及び第6号に規定する下水、汚水、下水道、公共下水道、<u>都市下水路</u>及び終末処理場をいう。</p> <p>(2) 排水区域及び処理区域 法第2条第7号及び第8号に規定する排水区域及び処理区域をいう。</p>

改正案	現行
<p>(3) 排水設備及び除害施設 法第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク及び便器を含み、し尿浄化槽を除く。）及び法第12条第1項に規定する除害施設をいう。</p> <p>(4) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。</p> <p>(5) 使用者 下水を公共下水道に排除して、これを使用する者をいう。</p> <p>(6) 排出汚水量 使用者が、公共下水道に排出した汚水の量をいう。</p>	<p>(3) 排水設備及び除害施設 法第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク及び便器を含み、し尿浄化槽を除く。）及び法第12条第1項に規定する除害施設をいう。</p> <p>(4) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。</p> <p>(5) 使用者 下水を公共下水道に排除して、これを使用する者をいう。</p> <p>(6) 排出汚水量 使用者が、公共下水道に排出した汚水の量をいう。</p>
<p><u>第1章の2 公共下水道の構造等</u> <u>(公共下水道の構造)</u></p> <p><u>第3条の2 法第7条第2項に規定する公共下水道の構造は、次条から第3条の6までに定めるところによる。</u> <u>(排水施設及び処理施設に共通する構造)</u></p> <p><u>第3条の3 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第3条の5において同じ。）に共通する構造は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>堅固で耐久力を有する構造とすること。</u></p> <p>(2) <u>コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。</u></p> <p>(3) <u>屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして管理者が定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。</u></p>	

改正案	現行
<p>(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。</p> <p>(5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓(とう)継手の設置その他の管理者が定める措置が講ぜられていること。</p> <p><u>(排水施設の構造)</u></p> <p>第3条の4 排水施設の構造は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 排水管の内径及び排水渠(きょ)の断面積は、管理者が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。</p> <p>(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。</p> <p>(3) 暗渠(きょ)その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。</p> <p>(4) 暗渠(きょ)である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠(きょ)の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。</p> <p>(5) またす又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋)を設けること。</p> <p><u>(処理施設の構造)</u></p> <p>第3条の5 第3条の3に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。)の構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。</p>	

改正案	現行
<p>(2) <u>汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置が講ぜられていること。</u> <u>（適用除外）</u></p> <p>第3条の6 <u>前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>工事を施行するために仮に設けられる公共下水道</u></p> <p>(2) <u>非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道</u> <u>（終末処理場の維持管理）</u></p> <p>第3条の7 <u>法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。</u></p> <p>(2) <u>沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。</u></p> <p>(3) <u>急速濾（ろ）過法によるときは、濾（ろ）床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾（ろ）材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。</u></p> <p>(5) <u>臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。</u></p> <p>(6) <u>前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置を講ずること。</u></p> <p>第3章 <u>公共下水道の使用</u></p>	<p>第3章 <u>公共下水道</u></p>

改正案	現行
<p data-bbox="141 210 315 244"><u>第5章 削除</u></p> <p data-bbox="109 308 479 341"><u>第19条及び第20条 削除</u></p> <p data-bbox="154 884 322 917">(占有の許可)</p> <p data-bbox="109 933 1093 1158">第21条 管理上支障がないと認めるものについては、管理者は、公共下水道又は<u>これ以外</u>の開発行為等に伴い設置された下水道で本市が管理するもの（以下「一般下水道」という。）の敷地及び排水施設（以下「下水道敷」という。）に物件（以下「占有物件」という。）を設けることを許可することができる。</p> <p data-bbox="109 1174 1093 1303">2 前項の許可を受けようとする者は、占有許可申請書を提出して管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p data-bbox="109 1319 1093 1401">3 占有物件の設置について、第17条の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。</p>	<p data-bbox="1126 210 1384 244"><u>第5章 都市下水路</u></p> <p data-bbox="1142 260 1339 293"><u>(行為の制限等)</u></p> <p data-bbox="1099 308 2083 437">第19条 法第29条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、申請書に<u>図面を添付し、管理者に提出して許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p data-bbox="1099 453 2083 534">2 政令第19条に定める軽微な行為をしようとする者は、申請書を提出して<u>管理者の指示を受けなければならない。</u></p> <p data-bbox="1099 550 1883 632">3 申請書及び図面については、<u>第17条の規定を準用する。</u> <u>(都市下水路に接続する排水施設)</u></p> <p data-bbox="1099 647 2083 825">第20条 都市下水路に対して法第30条に掲げる行為をしようとする者は、<u>政令第21条及び第22条の規定に適合するものであることについて、管理者の定める申請書に必要な書類を添付して管理者の確認を受けなければならない。</u></p> <p data-bbox="1142 884 1310 917">(占有の許可)</p> <p data-bbox="1099 933 2083 1158">第21条 管理上支障がないと認めるものについては、管理者は、公共下水道、<u>都市下水路又はこれら以外</u>の開発行為等に伴い設置された下水道で本市が管理するもの（以下「一般下水道」という。）の敷地及び排水施設（以下「下水道敷」という。）に物件（以下「占有物件」という。）を設けることを許可することができる。</p> <p data-bbox="1099 1174 2083 1303">2 前項の許可を受けようとする者は、占有許可申請書を提出して管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p data-bbox="1099 1319 2083 1401">3 占有物件の設置について、<u>第17条及び第19条</u>の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。</p>

改正案	現行
<p>(占用料)</p> <p>第24条 占有者は、管理者の定める占用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の占用料は、川崎市道路占用料徴収条例（昭和30年川崎市条例第7号）第2条の規定を準用する。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、公共下水道又は一般下水道に下水を排除することを目的とする占有物件については占用料を徴収しない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第36条 次の各号に掲げる者は、50,000円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第5条第1項又は第2項（第29条の3第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を行った者</p> <p>(2) 第6条（第29条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反して排水設備工事を実施した者</p> <p>(3) 第7条第1項の規定又は第10条（第29条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠った者</p> <p>(4) 第8条の3の規定による記録をせず、又は偽りの記録をした者</p> <p>(5) 第9条の規定に違反して尿（し）尿を排除した者</p> <p>(6) 第11条（第29条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けないで公共下水道又は一般下水道を一時使用した者</p> <p>(7) 第16条第1項の規定による装置の取付けを拒否し、又は妨げた者</p> <p>(8) 第17条第1項（第29条の3第2項において準用する場合を含む。）及び第21条第2項に規定する許可を受けないで物件の設置行為をした者</p>	<p>(占用料)</p> <p>第24条 占有者は、管理者の定める占用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の占用料は、川崎市道路占用料徴収条例（昭和30年川崎市条例第7号）第2条の規定を準用する。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、公共下水道、<u>都市下水道</u>又は一般下水道に下水を排除することを目的とする占有物件については占用料を徴収しない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第36条 次の各号に掲げる者は、50,000円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第5条第1項又は第2項（第29条の3第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を行った者</p> <p>(2) 第6条（第29条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反して排水設備工事を実施した者</p> <p>(3) 第7条第1項の規定又は第10条（第29条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠った者</p> <p>(4) 第8条の3の規定による記録をせず、又は偽りの記録をした者</p> <p>(5) 第9条の規定に違反して尿（し）尿を排除した者</p> <p>(6) 第11条（第29条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けないで公共下水道又は一般下水道を一時使用した者</p> <p>(7) 第16条第1項の規定による装置の取付けを拒否し、又は妨げた者</p> <p>(8) 第17条第1項（第29条の3第2項において準用する場合を含む。）<u>第19条第1項</u>及び第21条第2項に規定する許可を受けないで物件の設置行為をした者</p>

改正案	現行
(9) 第18条の2 (第29条の3第1項において準用する場合を含む。) の規定による指示に従わなかった者	(9) 第18条の2 (第29条の3第1項において準用する場合を含む。) の規定による指示に従わなかった者
(10) 第22条の規定に違反して権利の譲渡又は転貸を行った者	(10) 第20条に規定する確認を受けないで法第30条に掲げる行為をした者
(11) 第29条の規定による命令に従わなかった者	(11) 第22条の規定に違反して権利の譲渡又は転貸を行った者
(12) 第29条の2の規定による承認を受けないで一般下水道の施設に関する工事又は維持を行った者	(12) 第29条の規定による命令に従わなかった者
(13) 第31条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者	(13) 第29条の2の規定による承認を受けないで一般下水道の施設に関する工事又は維持を行った者
(14) 第5条、第11条及び第17条 (第29条の3においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第21条並びに第29条の2に規定する申請書若しくは書類等、第10条 (第29条の3第1項において準用する場合を含む。) の規定による届出書、第13条第1項第3号の規定による申告書又は第31条の規定による資料に不実の記載をして提出した者	(14) 第31条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p>	(15) 第5条、第11条及び第17条 (第29条の3においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第19条、第20条、第21条並びに第29条の2に規定する申請書若しくは書類等、第10条 (第29条の3第1項において準用する場合を含む。) の規定による届出書、第13条第1項第3号の規定による申告書又は第31条の規定による資料に不実の記載をして提出した者
1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。	
<p style="text-align: center;">(経過措置)</p>	
2 この条例の施行の際現に存する公共下水道であつて、改正後の条例第3条の3から第3条の5までの規定に適合しないものについては、これらの規定 (その適合しない部分に限る。) は、適用しない。ただし、この条例の施行後に改築 (災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。) の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。	